

【第5回浄化槽専門委員会提出資料】

平成17年浄化槽法改正に伴う省令改正に対する意見等について

社団法人 地域資源循環技術センター
(旧 日本農業集落排水協会)
理事長 黒澤正敬

今般の浄化槽法改正については、浄化槽が公共用水域等の水環境の保全等に果たす観点から、真に時宜を得たものであり、同法省令改正に当たり第5回浄化槽専門委員会において、地域資源循環技術センター（以下「本センター」という。）に意見等を述べる機会を与えていただき、深く感謝申し上げます。

本センターは、農業集落排水施設を整備する事業を円滑かつ適正に推進するため当該施設に関する技術開発、調査研究、普及、指導等を行う公益法人として農林水産大臣の認可を得て、爾来、施設の構造及び維持管理に係る技術の体系化や標準化等を図りつつ、これまで、窒素及びリンの高度処理タイプを含む汚水処理システムを開発し、その成果を会員である市町村等に公開及び普及してきた公益法人です。

つきましては、このような立場から第2回浄化槽専門委員会において提示された省令案とその考え方に対して、下記のとおり意見を申し上げます。

—記—

1. 放流水の水質基準

浄化槽法第4条第1項の規定による放流水の水質の技術上の基準を、「省令案」である「BOD20mg/l以下及びBOD除去率90%以上」とすることについては、公共用水域等における水質保全の観点や、現時点における浄化槽のコストと処理性能の関係を踏まえて、過大な負担なく適用可能な技術を採用するという方向に立脚したものであることから、適当と考えます。

2. 第7条検査の検査時期

- ① 第7条検査の検査時期についての「省令案」は、同検査が主として浄化槽の機能や稼働の状況を確認するために行うものであるとの理解に基づき、「使用開始後3ヶ月～8ヶ月」とすることについて適当と考えます。

② すなわち、農業集落排水施設においては、現在主流となっている浮遊生物法にあっては、種汚泥を投入しない場合でも約4か月程度で処理性能は安定しており、また、生物膜法にあっては、使用するろ材により生物膜の付着状況は異なりますが、3か月～5か月程度で処理性能は安定しております。

ただし、設置後の流入負荷の状況及び処理方式又は供用開始の時期等によって機能の状態が安定化するまでの期間は様々であることにかんがみ、処理性能の安定する時期を待って検査を行う必要があることから、検査時期の終期は従来どおりとしていただきたいと考えます。

3. その他

指定検査機関から都道府県への検査結果の報告に関する事項及び廃止の届出に関する事項に係る省令案については、前者は都道府県知事が要すれば指導等の措置を講ずるために必要な事項が網羅されていること、また、後者は都道府県知事が生活環境の保全及び公衆衛生上の観点から浄化槽管理者に対し必要な指導を行えることを担保する内容となっていることから、適当と考えます。

なお、前者にあっては、報告事項の「キ. 検査の結果不適正な場合その原因」が特に重要であると考えられ、このことが浄化槽管理者に確実にフィードバックされ、適切な措置が執られるようなシステムを構築する必要があると考えます。

別添参考資料

農業集落排水処理施設と地域資源循環技術センターについて

1. 農業集落排水事業の概要

(1) 目的

農業用(排)水の水質保全、農業水利施設の機能維持や農村生活環境の改善を図り、併せて公共用水域の水質保全に寄与するとともに、浄化した処理水の再利用や、汚泥の農地還元による資源の循環利用、汚水処理施設の共同管理を通じた農村コミュニティ意識の維持・醸成を図ること。

(2) 内容

農業振興地域（農業振興地域の整備に関する法律第6条第1項）の農村を対象として、市町村等が整備する汚水処理施設（浄化槽法に基づく合併処理浄化槽であって、20戸以上を対象とするもの：農業集落排水施設）への農林水産省の国庫補助事業。

2. 社団法人 地域資源循環技術センター（JARUS）の概要

(1) 役割

農業集落排水施設を整備する事業を円滑かつ適正に推進するための技術開発、調査研究、普及、指導等を行う。

(2) 設立

昭和58年8月1日、民法第34条の規定により農林水産大臣が設立認可。

(3) 会員

農業集落排水事業を実施する市町村等

(4) JARUS型浄化槽

農業集落排水事業を実施する市町村等を支援する目的で（社）地域資源循環技術センターが開発した処理対象人口51人～10,000人規模の技術情報公開型浄化槽（施設機器類に原則として汎用品を採用し、設計者及び施工者が特定されないシステム）。生物膜法、浮遊生物法の双方について種々の型式がある。